

学生自治会所属団体
指導者・代表者 各位

新型コロナウイルス対策委員会
委員長 瀧元 誠 樹

「まん延防止等重点措置」延長に伴う課外活動の取扱いについて

「まん延防止等重点措置」が延長されることに伴い、課外活動の取扱いについては、3月6日（日）まで延長することを決定しましたのでお知らせします。

なお、夏季競技団体の取扱いについて、一部緩和をしておりますので、併せてご確認ください。

<課外活動の取扱いについて>

1月17日（月）から2月20日（日）まで

【通常活動・公式大会】

・認めない。

※冬季競技については学生課に報告し、許可を得たうえで大会出場及び **Phase3**での活動を認めることがある。

【練習試合・合同練習】

・認めない。

【合宿】

・認めない。

【トレーニングルーム】

・認めない

【学生募集に関わるトライアウト】

・学生課に実施計画を以って確認すること。



2月21日（月）から3月6日（日）まで

【通常活動・公式大会】

・認めない。

※冬季競技については学生課に報告し、許可を得たうえで大会出場及び **Phase3**での活動を認めることがある。

※夏季競技については学生課に報告し、許可を得たうえで、全国大会（北海道選抜チーム等での大会含む）及び全国大会に直結する予選会のみ出場を認めることがある。なお、この場合、当該メンバーのみ **Phase3**での活動を2週間前から認めることがある。

【練習試合・合同練習】

・認めない。

【合宿】

・認めない。

【トレーニングルーム】

・認めない

【学生募集に関わるトライアウト】

・学生課に実施計画を以って確認すること。